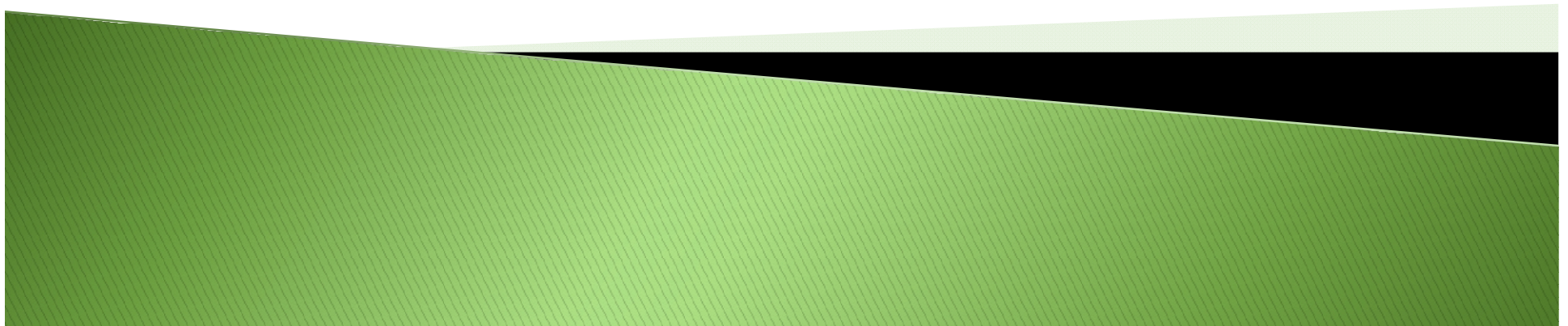


企業年金連合会の事業活動について

平成28年度

規約型DB運営セミナー 資料

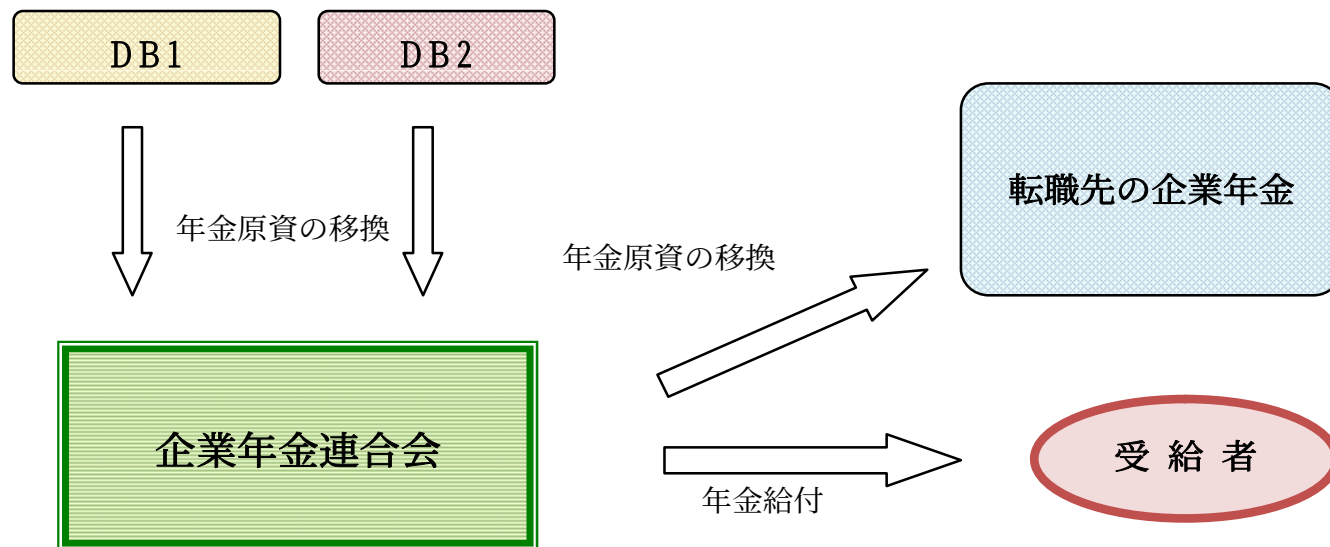


企業年金連合会について

- ・企業年金連合会（以下「連合会」）は、確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（DC）、厚生年金基金を会員とする、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人です。
- ・連合会は、中途脱退者及び解散した企業年金の加入者等に係る年金給付等を行う事業（企業年金の通算センター事業）と企業年金に関する相談、研修、情報提供の事業や制度改善等に向けた政策提言の事業（企業年金のナショナルセンター事業）を行っております。

企業年金の通算センター事業

- ・DB及び厚生年金基金の事業所を短期間で退職した方（中途脱退者）を対象に、年金通算事業を行っております。



企業年金のナショナルセンター事業

①企業年金ご担当者向けの相談(会員限定)

- ・企業年金に関する事業運営、適用、掛金、給付など

②研修

- ・基礎的な研修から専門的な研修まで

③情報提供

- ・企業年金に係る最新情報をメールマガジンで発信(会員限定)

④政策提言

- ・制度改善、税制改正、規制緩和等の政策提言、要望実現への取り組み



◎取り組んでいる政策課題の一例

- ・平成29年3月末まで課税停止とされている特別法人税の撤廃
- ・企業型DCの拠出限度額の撤廃

連合会の新しい取組み(DC)-1

- ・今回の確定拠出年金法の改正においては、中小企業にとって投資教育の企画立案や説明会の開催に負担感がある現状にかんがみ、DCの**継続投資教育**※について、事業主が連合会に委託して実施することが可能となりました。
- ・また投資教育の継続実施を促すため、現行、配慮義務となっている**継続投資教育**について努力義務となりました。

※**継続投資教育**…確定拠出年金法より抜粋(2年以内で政令で定める日に施行)

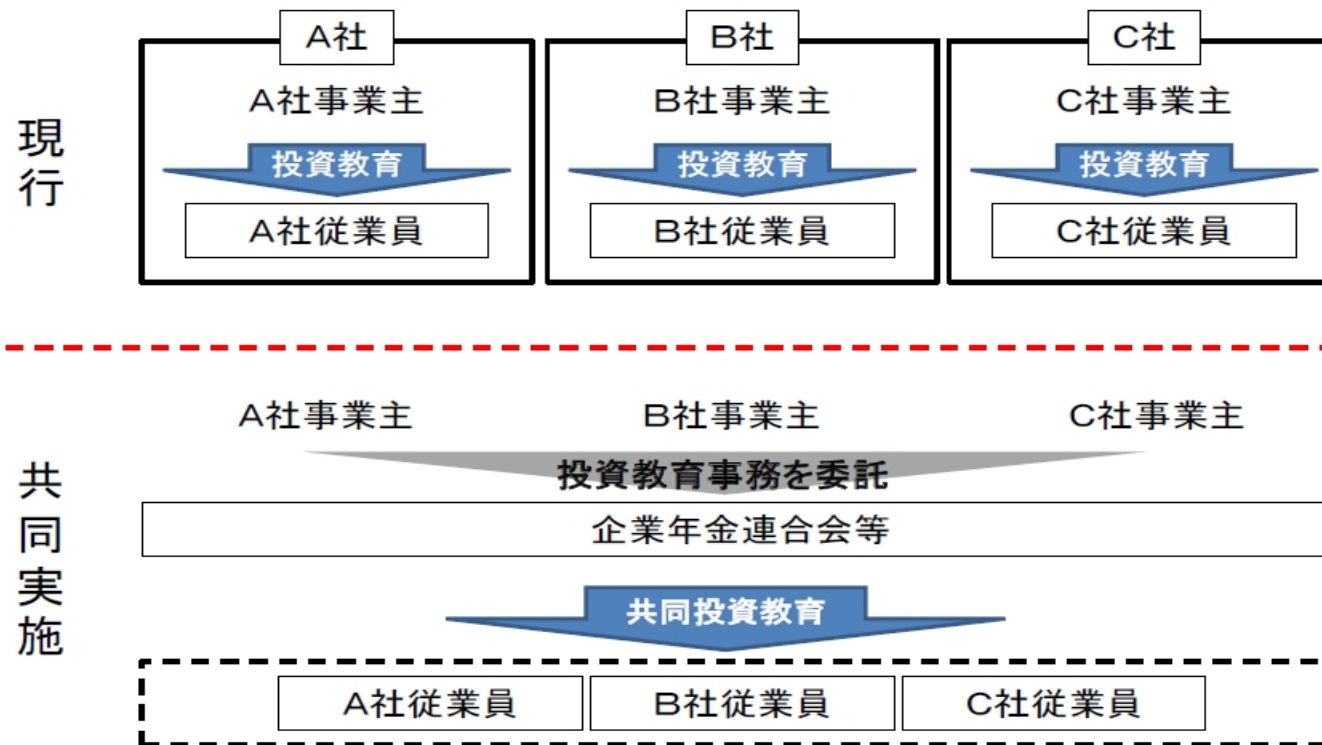
(事業主の責務)

第22条 **事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。**

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

連合会の新しい取組み(DC)-2

①投資教育の共同実施のイメージ



第8回社会保障審議会企業年金部会
平成26年9月11日 資料 5
「中小企業向けの取組み」より

連合会会員のメリットについて

◎連合会会員のメリット

- ・会員限定のサービスを利用できる
(企業年金に関する相談、情報発信など)
- ・会員価格が適用される
(研修、マイナンバー等の情報提供など)
【例】月刊誌年間購読料(12,960円)が無料に

◎ご加入いただいた企業の皆様の声

- ・受託機関等と違う中立的な団体であることに着目
- ・セカンドオピニオンが必要と感じたため

会員サービスのご紹介



◎連合会会員についてのお問い合わせ先

企業年金連合会 会員センター 会員課

担当 近藤 小澤 原田

TEL 03 (5401) 8712

E-mail kaiin@pfa.or.jp

お問い合わせ

